

広告制限の特例とする事項（検討会案）

- 1 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 5 条第 1 項に規定する予防注射その他の予防注射を行うこと（ただし、価格を併せて広告することはできない）
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 20 条第 1 項に規定する生殖を不能にする手術を行うこと（ただし、手術方法、麻酔方法、価格を併せて広告することはできない）
- 3 薬事法第 2 条第 1 項に規定する医薬品を用いた犬系状虫症の予防措置を行うこと（ただし、医薬品の種類、価格を併せて広告することはできない。）
- 4 飼育動物の健康診断を行うこと（ただし、特定の疾病名、価格を併せて広告することはできない。）
- 5 薬事法第 2 条第 4 項に規定する医療機器を所有していること （ただし、最近〇ヶ月にその医療機器を用いて診断・治療を行った症例数を併せて広告すること）
- 6 獣医師法第 16 条の 2 第 1 項に基づき、農林水産大臣の指定する診療施設であること
- 7 獣医師法第 6 条に規定する獣医師名簿の登録年月日及び獣医療法施行規則第 1 条第 4 号の診療施設の開設年月日
- 8 獣医療法施行規則第 1 条第 7 号の診療の業務を行う獣医師が獣医療に関する民法第 34 条の法人に加入していること（ただし、獣医師の専門性を示すものでないものに限る）

専門科名

専門分野を示す科名

外科、整形外科、内科、繁殖科（産科、臨床繁殖科）、放射線科（臨床放射線科）、皮膚科、泌尿器科、腫瘍科、消化器科、循環器科、呼吸器科、眼科、歯科、アレルギー科、画像診断科、問題行動療法科

対象動物を示す科名

例

大動物専門科、牛専門科、豚専門科、馬専門科、鶏専門科、犬・猫専門科、小鳥専門科、エキゾチックアニマル専門科、うさぎ専門科、ハムスター専門科、フェレット専門科、は虫類専門科 等